

天草不知火海区漁業調整委員会  
第372回議事録

令和3年（2021年）1月21日開催

## 第372回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)1月21日(木)午後2時から
- 2 開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 出席者  
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎 桑原千知  
佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 福田靖 横田政司 鎌賀泰文  
藤木美才  
(欠席委員) 内野明德 山田豊隆  
(天草広域本部水産課) 技師 丸吉浩太 技師 若田 隆太  
(漁業取締事務所) 船長 松本 忠  
(水産振興課) 主幹 鮫島守 参事 香崎修  
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭  
主任技師 多治見誠亮 技師 東海林明
- 4 議事次第  
(1) 議 題  
第1号議案 「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」の変更について(諮問)  
第2号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)  
第3号議案 長崎県南部海区漁業調整委員会との定期協議について(協議)

### 議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第372回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第372回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

(江口会長)

それでは、ただ今から第372回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議長

(江口会長)

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は佐々木委員と福田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」の変更について、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。宜しくお願い致します。

「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、諮問させていただきます。魚種としましては、くろまぐろに関してです。

改正漁業法が既に施行されてますが、くろまぐろの管理期間が3月末日までとなっている関係で、従前どおりの県計画という形式での諮問となります。

それでは、資料の10ページをお開きください。

新旧対照表が分かりやすいので、この表にてご説明させていただきます。

右側が改正前で、小型魚が10.2トン、大型魚は3.8トンずつであり、これは、11月17日開催の本会でお諮りいただいた内容です。

年度の途中で、大型魚と小型魚の枠を入れ替えることができる、国の言い方で「交換融通」、通称「トレード」が可能となる場合があります。今回は、大臣許可、つまり大中巻網に割り当てられている小型魚の枠と、都道府県に割り当てられている大型魚の枠の交換が、国の仲介により実現しました。

その結果、小型魚は10.2トンから11.2トンに1.0トン増やすことができます。それと引き換えに、大型魚の方は3.8トンから1.0トン減り、2.8トンに変わります。

本県においては小型魚の需要の方が圧倒的に多いため、今回の交換融通により、より実態に即した漁獲枠になることが見込まれます。

私の方からのご説明は、以上になります。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。ございませんか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案「熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」の変更については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申します。

続きまして、議題の第2号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。着座にて説明させていただきます。

今回、6つの知事許可漁業につきまして制限措置の公示を予定しております。

資料の12ページから16ページまでをご覧ください。まず、許可の有効期間満了に伴う公示としまして、不知火海の小型機船底びき網漁業打瀬漁業打瀬網漁業及びえびけた打瀬網漁業の公示を予定しております。制限措置の内容は、現在出ている許可と同一のものになっております。許可すべき船舶の数は、関係漁協への聞き取りの結果、それぞれ14隻としております。

申請期間については、令和3年（2021年）1月27日から令和3年（2021年）3月17日までを予定しています。

次に、資料17ページから28ページまでをご覧ください。6件の新規の許可の要望があげられておりまして、不知火海のえび流し網漁業及び小目流し網漁業がそれぞれ1件、不知火海及び天草海の中型まき網漁業いわし・あじ・さば1そうまき網漁業が1件、天草有明海、不知火海及び天草海のその他のかご漁業がそれぞれの海域で1件ずつの合計6件となっております。制限措置の内容は、それぞれの漁業種類の同じ操業区域の既存の許可と同様の内容となっております。

なお、まき網漁業につきましては、水産資源に与える影響の大きさ等を考慮し、新規の許可はしないこととしておりますが、今回、使用船舶の老朽化と労務費削減のため、2そうまき網漁業を1そうまき網漁業としたい旨の要望があったことから、制限措置の公示を行うこととしております。

申請期間については、令和3年（2021年）2月8日から令和3年（2021年）2月17日までを予定しています。

説明は以上になります。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました  
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

ございませんか。よろしいですか。

委員

異議なし。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、「特に意見なし」と答申します。  
続きまして、議題の第3号議案「長崎県南部海区漁業調整委員会との定期協議について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

定期協議の開催及び出席者について

委員会事務局でございます。

まず資料30ページをご覧ください。

長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。

協定の目的は、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保となっております。

協定の区域は、資料32ページに区域図をお示ししております。

苓北地先のA区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、3月1

日から9月30日まで操業禁止となります。

五和地先のB区域におきましては、長崎県のまき網漁業は周年操業禁止となります。

この協定の第4に、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」とあります。

これを根拠に、資料34、35ページの合意書と資料36ページの協議会運営要領が作られておまして、これらに基づき年に1回、当委員会と長崎県南部海区漁業調整委員会との間で協議を行っております。

会議の出席者につきましては、資料36ページの協議会運営要領の第3により、協議会の構成及び委員が定められており、海区委員会の委員を3名、加えて関係漁業者代表2名の合計5名が、協議会の構成及び委員になります。

また、協議会の開催につきましては、協議会運営要領の第4の2により、開催地は原則として両県交互とすると定められております。

昨年度は、熊本県で開催されましたので、今年度は長崎県での開催予定となります。

しかし、今年度はコロナ禍でもあることから、長崎県の担当者に確認したところ、コロナの感染拡大防止に配慮し、2月の開催は困難であるとの回答を得ております。今後の開催につきましては、状況を見ながら判断したいとのことでした。

本県としましても、本協議会の重要性は十分理解しているところですが、今のコロナ禍で、県独自の緊急事態宣言も出ている状況等も考えますと、現段階において県外の出張は控えるべきではないかと考えているところです。

今後は、長崎県の担当者と連絡を密にし、対応が決まりましたら御連絡させていただきたいと思っております。

今後の状況次第ではございますが、何時開催できるかも不透明ではございますが、次、協議会が開催されることとなった場合に御出席いただく方々の選出につきまして、事務局案を説明させていただきたいと思っております。

資料37ページをご覧ください。

左側に平成令和元年度、熊本市で開催された定期協議会に御出席いただいた当委員会委員及び漁業者代表のお名前を記載しております。

昨年度は、江口会長、前田副会長、横田委員にご出席いただいております。

併せて、漁業者代表として、天草漁協苓北支所を統括されている松野理事、天草漁協五和支所を統括されている吉田理事に御出席をいただいております。

今年度、第17回定期協議会の代表委員（案）ということで表の右側に記載させていただいております。

従前から会長及び副会長につきましては、御出席いただくということで、江口会長、前田副会長には御出席をお願いしたいと考えております。

また、残り1名につきましては、近年は、公益代表委員から御出席いただいておりますので、昨年に引き続き横田委員に御出席いただければと考えています。

漁業者代表としましては、前回同様、天草漁協苓北支所の松野様、同漁協五和支所の吉田様に御出席いただきたいと考えております。

以上につきまして、御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、出席者につきましては、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは出席していただく委員の皆様は、よろしくお願いいたします。引き続き、協議会の中で報告する事項について説明をお願いいたします。

事務局

引き続き、事務局から御説明いたします。

資料38ページをご覧ください。

定期協議に先立ちまして、県漁業取締事務所より、昨年の当該協定書に係る対象海域周辺でのまき網漁業の操業状況について、報告をいただいております。

昨年は、本県漁業取締事務所の漁業取締船「あそ」により、合計7回、対象海域周辺において、取締を行っていただきましたが、当該協定書に違反するような操業は確認されていないとの報告を受けております。

また、天草漁協苓北支所及び同漁協五和支所に所属する一本釣り漁業者及びえびこぎ網漁業者の方々からも、長崎県のまき網漁船による操業状況の聞き取りを実施しましたが、当該協定書に違反するような操業は確認されていないとの報告を受けております。

以上の結果につきましては、事務局より、定期協議の際に、長崎県側に報告したいと思っております。

次に、長崎県側に対する、地元漁業者からの要望等についてですが、「この協定の内容を引き続き遵守していただきたい。」という要望がございましたので、地元漁業者代表の松野様又は吉田様から発言していただこうと考えております。

定期協議におきましては、以上の報告と要望を行いたいと思います。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、先程事務局が説明した内容を、両海区の定期協議が開催された場合には、報告いたします。

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局から、何かありませんか。

事務局

ありません。

議長

それでは、これで第372回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。